

看護専門学校 教育・研究活動事業

前回評価時からの改善点の説明

前回（H16評価時）「今後改善すべき点」として記載した内容及びその実施状況

- 1．今後、18歳人口の激減、大学への全入学が可能な時代を迎え、既卒者の入学増加や、入学生の学力や質の低下が予測される。卒業時に質の高い看護師を送り出すためには、一定学力レベル以上の看護の適性のある入学生の確保が必要である。同時に、本校の魅力をアピールし、学生確保に向けて一層努力をする必要がある。また、教育の展開にあたっては、学習内容の精選や授業方法を考案したり、入学した学生に対しては、入学時から具体的な学習指導を行い、学生のレベルに応じた教育をしていく必要がある。
- 2．専修学校設置基準の平成14年の一部改正により、努力目標ではあるが、学校の自己評価・自己点検が明文化され、平成17年度より厚生労働省による学校立ち入り調査が始まった。学校運営に関する基準を示した法令を遵守するとともに、本校でも自己評価を行っていく必要がある。その取組の一環として、平成17年度より授業評価を開始し、授業方法・内容の検討、講師選定に活用していきたい。
- 3．講師の選定にあたり、人材不足（厚生労働省より承認が得られる講師は、大学の講師以上の専門性の高い人材である。また、大学や行政機関等からの講師派遣については、兼務業務の制約が厳しくなっている。学校の地理的条件から通勤が困難のため辞退されるケースもある。）のため、新たな講師の確保が困難になることが予測される。今後講師料の検討も必要である。
- 4．保健・医療・福祉を取巻く社会の進歩・変革に伴い、教育内容の見直しとともに、教材を有効に活用する必要がある。開校7年目となり、教材が老朽化したり旧式化するため教材の更新・新規の購入も必要となる。また、今後、看護師助産師保健師法や看護師等養成所の運営に関する指導要綱等の見直しがされ、新たな基準が示された場合は、施設及び教材の整備等の基準を満たすための対応が必要である。
- 5．学会への公費での参加は、現在年間1名で切られているが、専門性を高めるためには、専門領域に関する学会等へ教員が参加できることが必須である。そのため、教員個々が学会等に参加や研究が出来るように研究費の増額が必要である。
- 6．平成18年度は専任教員が9名で、3名欠員の状態である。そのため、平成17年度の勤務時間数の実績から平成18年度の勤務時間数を換算すると、2,854時間（年間の一人当たりの平均）となり、一層の過重労働が予測される。そのため、質の高い教育を維持するために、早急に教員の補充を図り、授業（講義・実習）の準備の時間の確保や教員個々が研鑽できる時間の確保が必要である。

上記改善点の実施状況

1. 平成19年度の国家試験合格率が100%であることから、入学時から学生のレベルに具体的な学習指導に教員全員で取り組んでいる。

2. 平成17年度に授業評価を実施した。授業評価の妥当性にかける結果となった。その理由として、回答率が悪いこと、無記名の気楽さのためか、講師に対し敬意を払うことなく、自己の興味関心のない講義の授業評価の用紙について、悪口雑言を記載する学生がいること、試験の難易度が評価に影響を与えているためである。今後は、学校評価の実施が義務づけられるため、方法、内容、評価者等の検討が必要がある。

3. 講師の確保：平成18・19年度の非常勤講師（33授業科目）において、蒲郡市民病院からの非常勤講師（7授業科目）は変更があったが、それ以外の科目（26授業科目）の講師は、1名が変更になったのみで、現在のところ専門性の高い講師が確保できている。しかし、平成21年度にカリキュラム改正があり、授業科目の新設・授業内容の変更に伴い、講師確保が必要であるため、今後も継続して取り組む必要がある。

4. (1)平成21年度にカリキュラム改正があり、「看護師等の養成所の運営に関する指導要領」の看護師教育の基本的考え方・留意点として「臨床実践能力を養うために演習の強化」が謳われている。また、「看護師教育の技術項目の卒業時の到達度」が明確にされ、出された技術項目については最低実践できるようにしなければならない。(2)学生の技術が未熟であると、患者の権利意識の高まりから、実習で受け持ちを承諾いただけないことがある。そのため、学内で、学生が自信を持てるレベルまで到達させる必要がある。(3)知識は「看護師国家試験」で評価できるが、「援助技術」については、学校が責任をもって到達させる義務がある。(1)～(3)について対応する必要があるが、モデル人形や各種シュミレーターの数の不足・老朽化、練習するためのシュミレーターがないために、実施・改善すること困難な状況である。

4. 学会への参加の費用は公費での確保が引き続き抑制されており、教員個々の自己研鑽に依存している状況が続いている。

5. 教員確保に努めているが、学校の地理的問題、研修を終えていることが採用条件から、確保が難しい状況である。また、採用後、教員としての研修や実務を通しての教育も必要であるために、指導担当の教員の担当業務の時間以外に指導業務に当たるための時間がとられている状況である。

また、平成20年4月に改正された「看護師等養成所の運営に関する指導要領」において実習担当教員の確保も挙げられたため、実習病院への要望や学校での確保がさらに必要である。